

ウイルス感染予防の取り組み

参考 厚生労働省ホームページ等

厚労省のガイドラインでは 37.5℃以上の熱が、健常者では 4 日、高齢者や糖尿病・心臓病等の持病がある者では 2 日以上続き、咳や息苦しさを感したら、受診するようにと勧めています。嗅覚が鈍化することも知られています。

感染が爆発的な広がりを見せているアメリカの見解は少し違います。検査キットや酸素吸入器、入院病床も不足しているため、軽症で病院に行っても何もしてもらえないケースが多く、自宅療養を薦めています。重い倦怠感や呼吸がしづらくなった場合は早急に救急病院に連絡してください。

自宅待機等

・37.5℃以上の発熱がある場合は自宅待機とし、新型コロナウイルスへの感染が明らかになった場合は 14 日間の出社停止とする。その間の給与は有給または雇用調整助成金等を活用して支払う。

・社内から新型コロナウイルスの感染者が出たら自主的に 7 日間の事業所閉鎖とし、その間の給与は有給または雇用調整助成金等を活用して支払う。

会社での過ごし方

- ・出社時はアルコール消毒をする
- ・体調が良くても体温測定を実施し、37.5℃以上ある場合は帰宅すること
- ・席は原則として 2 m 以上離すこと。距離を離すことが不可能な場合は、ついでを利用すること。マスク着用の場合、ついでではしなくてもよい
- ・食前は石鹸で手を洗い、食事は離れた席に座ること
- ・人が集まる事務所等は 10 分の換気をする。10:00 12:00 15:00 17:30

家での過ごし方

- ・不要不急の外出は控えること
- ・やむ負えない外出時は必ずマスク着用のこと（人との距離が 2 m を保てる外ではマスク着用の必要性はないようです。）
- ・人込みを避けること
- ・免疫力を高める乳酸菌や良質なたんぱく質を摂り、肺にリスクのある喫煙（受動喫煙を含む）を控えること
- ・十分な睡眠時間とること

その他

・皆さんが安心して働ける事業所を目指して、非接触体温計の準備、ついででの完備、アルコール消毒の設置、空気清浄機の稼働、次亜塩素酸ナトリウム含有の加湿器の稼働、少量ですがマスクの備蓄など、可能な限り感染防の取り組みを実施しています。

・来客にもマスク着用、アルコール消毒、体温測定の実施をお願いします。